

住友態度石の如し  
頑として拒絶又拒絶  
休業要求も問題こせず

住友電線工は山内藤吉博副社長  
の連判状を携り代表者は十七日  
本北川本店に山下常務を訪ひ  
て陳述したが會社側では之を極力  
拒し又二がに於ては中田博始  
め幹部連一同本店に陳述を望  
むに對し十八日午前十時回客すべ  
き案を協議した電線側は與  
たさ同様の回答をなすに決し  
れ以上は断然拒絶するに決し  
た又電線工等が十七日休業に  
關しての要求書に就き會社側は  
頭より問題こせずを拒絶する  
に決し十八日午前十時迄には具  
體案を編成し工に交附すること  
となつた

鴻池組應援説  
人夫三百を繰出す

住友電線工等が高工不逞の  
行動に出る場合は取組上臂  
の力を貸さんこの勢の物好き  
より府下西成郡南田の鴻池業  
隆池三郎氏は三百名の人夫を  
空前の大飛躍大發展本日出來！

罷工團に同情  
友愛會の拘束者  
八名愈々起訴

友愛會神戸支部の態度  
支部の態度は極力藤本出  
張水田造船所の労働問題につ  
き連日當地方裁判所金女を各  
事の手にて取調中であつた友愛

管理重西尾、東藤岡、島宮、石、  
柳野、早川の入名は十七日午後  
右側國領事の手で起訴され藤本  
に附せらるゝ事となり秋山總務  
御奉の旨に一件差廻り共に懸附  
されたので十七日中に收監され  
残りの松岡、塚本、長田、松井の  
四名は鈴木友愛會長が身術を引  
きつけることとなり釋されるこ  
こに決した

罷工團の賃銀  
受取に日野明  
氏造船所を訪ふ  
調停行動を採る

中野造船所の罷工團では十六  
日職工に賃銀の支給をした  
が罷工團は二週めにして受  
取るべく十六日午後四時友愛會  
の代表者が委任状を一遞りし  
て持参したが會社では法律上の  
形式を講ずるまで支拂を拒んだ  
ので罷工團は十七日職工日  
野明氏に依頼したので同氏は  
職工代理し交渉をなすこと  
とし同日午後一時半友愛會  
を勤む野野芳造氏と會見し午後  
一時半委任状の完全なものに  
對して支持をなし不完全なもの  
に對しては職工自身直前の上

受領することになつた何日野  
氏は調停の務を採る可く友愛會  
幹部と意見を交換してつたが同  
日では十七日  
一、工場内に於て就業する労働者  
を以て組織する組合を友愛會とし  
て認め之を認むる事  
二、友愛會法は工場委員制度に依  
る但し同制度は別に之を定む  
の二項を工場側に諮問されたい  
と希望したので同氏は工場側  
に申し野野氏其他に相談した

賀川豊彦氏の  
調停案  
労働委員會  
の組織要項

賀川豊彦氏は十七日西成郡中  
野川町で協議の結果藤本出張  
船所所長に關したの調停案を編  
成し同所に提出するとなつた  
労働委員會の組織要項  
一、一定数の職工を有する工場及  
工場に在りては工場部に労働委員  
會を設け労働者に於ては更に工場毎  
に組合委員を設ける事  
二、労働委員會は指名委員及び選出  
委員を以て組織し前者は企業主  
を指名し後者は職工中より之  
を選出すること  
三、選出委員は年齢二十歳以上勤  
業六ヶ月以上の者に限り之を有  
する事  
四、指名委員の数は選出委員の數  
に超はざる事  
五、選出委員の数は職工未定  
人に於て一人とし以上未定人を  
超はる毎に一人を増し超はる未

嘉祝孝子立志傳  
此製練工女から女學校長となるを  
他記亦等婦人俱備節七月號  
空一人を越はざるべき事  
一、労働委員會組織の一単位として  
は工場一内に於て一定数以上の  
組織せられたる職工の團體ある  
時は其團體は獨立の選出區とな  
る事  
二、左労働團體に屬する職工を除  
きたる選出の職工が一組織單位  
内に於て未定人に屬せざる場  
合に雖も一人の委員を選出し得  
る事  
三、労働委員會は一年五回以上之  
を開くことを要し其必要に依り  
臨時會を開き得る事  
四、労働委員會の決議は出席委員の多  
數に依り可決同数の場合に議  
決之を決する事  
五、議長は委員の數額に依り之